

合併協議会だより

発行・編集／相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会、相模原・津久井地域合併協議会、相模原市・藤野町合併協議会
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

相模原市・津久井町・相模湖町の 1市2町の合併を県議会が可決、知事が決定



7月14日 県庁にて県知事から合併の決定書を受け取る
(左から山口相模原市助役、天野津久井町長、溝口相模湖町長、松沢県知事)

平成18年3月20日

新・相模原市誕生へ

写 決定書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成18年3月20日から津久井郡津久井町及び同郡相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する。

平成17年7月14日

神奈川県知事 松沢成文 印

7月11日に行われた県議会6月定例会本会議において、相模原市、津久井町及び相模湖町（以下「1市2町」という。）の合併議案が可決されました。

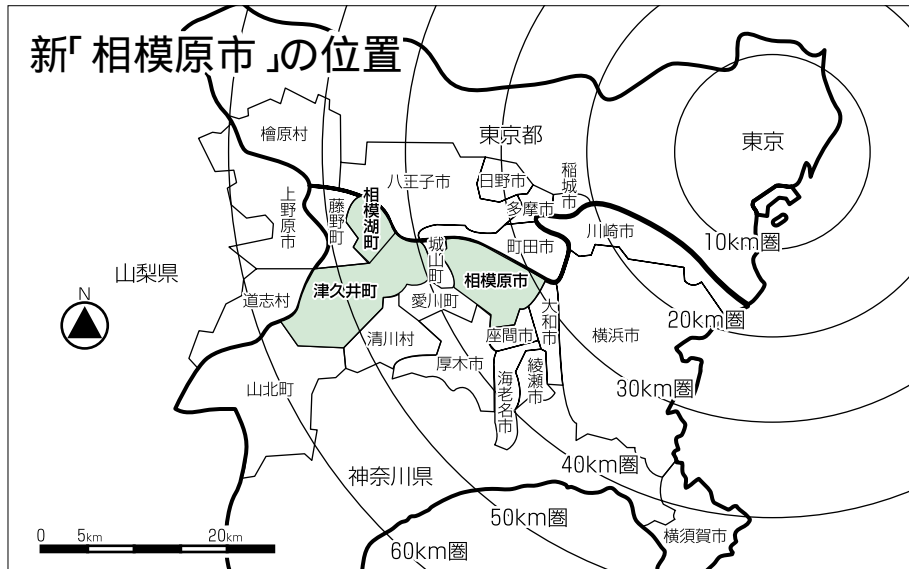
本年3月31日に相模原市長、津久井町長、相模湖町長は県知事に合併の申請を行い、これを受け、県知事は1市2町の合併議案を県議会6月定例会へ提案し、県議会で審議のうえ、このたび可決されたものです。

この議決を受けて県知事は、7月14日に地方自治法の規定に基づいて合併の決定を行い、同日、1市2町に対し合併の決定書の交付が行われました。

県知事は決定書を交付した7月14日付けで、合併を決定したことを総務大臣に届け出ました。届け出から1か月程度で1市2町の合併に関する総務大臣の告示が行われる予定です。この告示により法律上の合併に関する手続きがすべて終了し、来年3月20日、新「相模原市」が誕生することとなります。

今後は、新市誕生後の円滑な行政サービスの実施に向け、1市2町で協力し、住民の皆様への的確な情報提供や新市に移行するための諸準備を進めていきます。

新「相模原市」の位置



近隣市町などとの比較

市町村名	人口	世帯数	面積(km ²)
新「相模原市」	665,127	270,776	244.03
城山町	23,336	8,377	19.90
藤野町	10,776	3,413	64.91
横浜市	3,574,709	1,506,373	437.38
川崎市	1,315,864	595,708	142.70
横須賀市	428,895	164,863	100.68
厚木市	224,071	91,115	93.83
大和市	221,166	92,101	27.06
座間市	128,837	53,577	17.58
八王子市	536,617	228,302	186.31
町田市	403,428	164,949	71.63

人口・世帯数は、平成17年7月1日現在。
面積は、平成17年4月1日の国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

1市2町の合併を県議会が可決、知事が決定・・・ 1面

相模原市・藤野町合併協議会

副会長就任のあいさつ・・・ 2面

相模原・津久井地域合併協議会（相模原市・城山町・津久井町・相模湖町）

第2回相模原・津久井地域合併協議会を開催・・・ 2・3面

相模原市と津久井郡4町との合併協議の主な経過と今後の予定

現在、相模原市と津久井郡4町（城山町、津久井町、相模湖町、藤野町）との合併に関する協議等は、各市町の事情から次のとおり3つの協議会を設置して進めています。「相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会」では、平成18年3月20日の合併に向け準備を進めており、また「相模原・津久井地域合併協議会」及び「相模原市・藤野町合併協議会」では、それぞれ合併市町村基本計画の検討や市町間で制度や取扱いが異なる事務事業の調整など、合併に関するあらゆる事項について、協議・調整を行っています。

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会 【相模原市・津久井町・相模湖町】

津久井町及び相模湖町から相模原市に対して、1市2町で先行して合併協議を行いたい旨の申し入れがあったことから、平成17年2月15日に設置

第1回 平成17年2月17日
第2回 平成17年2月21日
第3回 平成17年3月13日

平成17年3月31日
合併協議がすべて調い、各市町議会で合併関連議案が可決され、県知事へ合併を申請

平成17年7月11日
県議会で、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併議案が可決
平成17年7月14日
県知事が、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併を決定
平成17年7月14日
県知事から総務大臣へ合併の決定を届出

平成17年8月中旬（予定）総務大臣告示

平成18年3月20日 新「相模原市」誕生

相模原・津久井地域合併協議会 【相模原市・城山町・津久井町・相模湖町】

城山町民の住民発議（法定合併協議会設置請求）により、平成17年4月1日に設置

第1回 平成17年5月16日
第2回 平成17年7月10日

第3回 合併協議会の開催日程について調整中

8月8日に合同で合併協議会の開催を予定していましたが、相模原・津久井地域合併協議会は現在、開催日程を調整しております。

相模原市・藤野町合併協議会 【相模原市・藤野町】

藤野町から相模原市に対して、1市1町で合併協議を行いたい旨の申し入れがあったことから、平成17年4月1日に設置

第1回 平成17年4月25日
第2回 平成17年5月26日

第3回 平成17年8月8日

委員の変更

新たに次の方に委員として就任していただきました。

相模原市・藤野町合併協議会
鈴木 謙 仁
(藤野町長)

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会
相模原・津久井地域合併協議会
相模原市・藤野町合併協議会
吉本 一 夫
(相模原市社会福祉協議会会長)

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会
相模原・津久井地域合併協議会
柿澤 宣 雄
(津久井郡農業協同組合専務理事)

相模原市・藤野町合併協議会 副会長就任のあいさつ



藤野町長
鈴木 謙 仁

このたび執行されました藤野町長選挙で、合併を推進するという私の政策に多くの藤野町民の皆様からご賛同をいただき、この協議会の委員（副会長）に就任させていただきました。藤野町の合併はこれまで紆余曲折もございましたが、選挙の結果を受け、合併に向けて町民意識の再確認ができたと考えております。藤野の新しいまちづくりについて町民、議会及び行政が一体となって考える体制をさらに充実させ、それが新市全体のまちづくりへとつながるよう努力したいと思います。よろしくお願いいたします。

第2回相模原・津久井地域合併協議会を開催

平成17年7月10日（日）午後2時から、城山町立公民館の大会議室において、第2回相模原・津久井地域合併協議会を開催しました。議事等の内容については、次のとおりです。

協議事項

協議第6号 合併の期日について

原案を修正の上、決定
(原案)

相模原市、津久井町及び相模湖町は、平成18年3月20日に合併し、相模原市と城山町の合併の期日については、改めて協議する。

ただし、合併市町村基本計画の作成及び事務事業の調整等に際し必要となる期日については、平成19年3月末日までの間のいずれかの日として協議する。

主な意見

城山町委員

合併の期日についての協議であるのに、議案には期日が入っておらず、

その意味が理解できない。合併の期日を含めた基本4項目については定めておかないと、今後の協議がスムーズに進まないと思う。他の委員の合意がいただければ、原案を修正し、本日、合併の期日を決定していただきたい。

相模原市委員

合併の基本項目でもあり、合併の期日を設けるべきである。原案では分かりにくい。

相模原市委員

同様の意見である。協議案で期日を設けていないのは、先日城山町長が自立宣言されたことと関係があると思う。小林町長のお考えをお聞かせいただきたい。

小林副会長

この合併協議会は、合併の是非も含めて協議することになっており、また2月1日の首長協議で、期限にこだわらずに協議することになっている。このことからご推察いただけると思う。

相模原市委員

合併の是非を含めた協議をすることを踏まえた上でも、期日は目標として定めるべきである。意思を持つ



た4つの自治体が協議していることであり、また協議会を運営するだけでも税金を使っていることなどから、無制限に続けるわけにはいかない。

津久井町委員

時間と労力と経費がかかっていることを考えなくてはいけない。期日を決めて、目標に向かって協議をしていくべきである。

相模湖町委員

合併の期日を含めた基本4項目を定めようとして協議するのがベターであると思う。

牛山アドバイザー

合併市町村基本計画を策定するにあたり、一定の期日を定めることが必要となる。本提案では、作業等に際し必要となる期日について、仮に定めているが、なぜそうしなければならないのか。これまでの合併協議会で実施されているのと同様に、基本的な項目については、事前に決めておくべきであり、合併の期日については定めるべきである。

辻アドバイザー

皆さんと同様の考えである。期日を定めないことには、協議の結論も出せない。任意協議会でも十分に議

論してきており、期日を定めるべきだと思ふ。

合併の期日について、「原案を修正し、一定の範囲を決めておく」べきかどうかについて、会長を除く出席者43名で採決したところ、賛成40名、反対1名、意思表示なし2名となり、原案を修正することに決定した。

小林副会長

原案の修正は、協議会の権限としてできるのか確認したい。1市3町の首長会議の中で原案が決められている。合併の期日は、1市3町の首長が決めるべき内容であると考えている。

事務局

提案自体は、会長が関係首長と協議して行が、協議事項について協議会の意見として修正することは可能である。

小川会長

修正案について、具体的にどうすべきというご意見はあるか。

相模原市委員

修正案については、事務作業のスケジュールの問題もあるので、事務局から提案していただきたい。

相模原市委員

休憩を取って、修正案を提案していただきたい。また首長での協議は、あくまで原案を検討するという趣旨であり、協議会が協議・決定の場である。

(休憩)

修正案について、事務局より説明。(修正案)

相模原市、津久井町及び相模湖町は、平成18年3月20日に合併し、相模原市と城山町の合併の期日については、平成18年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成19年3月31日までの間のいずれかの日とする。

修正案について会長を除く出席者44名で採決したところ、賛成43名、反対1名となり、修正案のとおり決定した。

小林副会長

一言、自分の考えを申し述べたい。合併の是非を含めて議論することが、合併協議会規約第3条に定められている。

2月1日にこの法定協議会を設立する際に、期限にこだわらずに協議することが1市3町の首長で合意されている。

この2つの合意が、根底から、完全に崩れた以上、これ以上合併協議会での議論に加わるわけにはいかない。

議案第6号の「相模原市と城山町の合併の期日については、改めて協議する」は、1市3町の首長で慎重な議論を踏まえて提案されたものであり、副会長として責任を持って提案したものである。これが修正されるようでは、今後責任を持って協議に参加できない。

1市2町の委員に、城山町の合併期日を決める道義的理由はないと考える。

ここで合併期日が決められることに納得がいかない。

以上の理由から、本日ただいま、合併協議会副会長の職を辞任させていただきます。

(休憩)

事務局

小林副会長から会長宛てに副会長の辞任届が提出されたが、本日のところは会長の預かりとさせていただいたのでご報告する。

協議第7号 新市の名称について

説明のみ実施

新市の名称は、相模原市とする。

主な意見

3町共通委員

先行する1市2町の協議会ですすでに新市の名称などを決めているが、その内容とこの協議会で決めることが違ってしまっても良いのか。変えられない、または変える気がないのなら、相模原市と城山町の委員だけで協議をされた方が良いのではないかと。

事務局

この合併協議会は、城山町の住民の皆様から出された1市3町の合併協議会の設置請求に基づき設置されたものであり、合併特例法に基づくものであることをご理解いただきたい。しかし、相模原市と他の町とが先に合併した場合は、新しい相模原市と城山町が合併をするという形になるため、いずれ相模原市と城山町との1市1町の合併協議会に切り替えていく必要がある。

相模湖町委員

副会長である小林町長が退席された以上、本日は協議をこれ以上進めるべきではない。(3町共通委員、城山町委員からも同様の意見あり)

相模原市委員

是非、小林町長に冷静になって協議会にお戻りいただきたい。先ほどは協議の目標期日を決めただけで、この協議会は、引き続き期限にこだわらずに合併の是非を含めて協議をすることが保障されている。

事務局

議案第9号合併市町村基本計画の作成方針のみは説明させていただき、今後、作業を進めることについて了承していただきたい。(協議第8号新市の事務所の位置については説明未実施)

協議第9号 合併市町村基本計画の作成方針について

作業を進めることを承認

合併市町村基本計画の作成方針

1 合併市町村基本計画の趣旨等

合併市町村基本計画の趣旨、構成及び期間は次のとおりとする。

(1) 計画の趣旨

相模原市と城山町、津久井町及び相模湖町が合併した場合の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定め、これに基づいた事業を推進することにより、新市の円滑な運営の確

保及び均衡ある発展に寄与するとともに、市民福祉の一層の向上を図るため作成する。

(2) 計画の構成

新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、基本方針に基づく具体的な施策、財政計画などを中心として構成する。

(3) 計画の期間

計画の期間は、合併年度の翌年度から平成27年度までとする。

2 作成にあたっての基本的な視点 合併市町村基本計画の作成にあたっては、次の視点により取り組むものとする。

(1) 地域全体の将来像の考慮

津久井郡4町は、広域行政組合を組織してごみ処理や消防業務を共同で行うなど、地理的、歴史的に一体感が強く、相模原市と津久井郡4町も図書施設の相互利用や広報紙の相互掲載などの広域的な連携を行っている。また、相模原市と藤野町は別に法定合併協議会を設置して、合併に関する協議を進めている。

こうした経緯を踏まえ、相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町が合併した場合の合併市町村基本計画を協議するにあたっては、藤野町を含めた1市4町を一体の地域として捉え、地域全体の将来像や、まちづくりのあり方を考慮した上で検討する。

(2) 各市町の地域資源の活用とまちづくりの継承

各市町の持つ地域資源を活用し、それぞれが取り組んできたまちづくりを基本的に継承するという考え方に立ち、各市町の総合計画を反映し作成する。

(3) 相模原市・藤野町合併市町村基本計画との整合と連携

相模原市と津久井郡4町を一体の地域として捉えた上でまちづくりのあり方を考える必要があることから、相模原市・藤野町合併協議会で同時期に作成されることとなる、合併市町村基本計画と整合を図り、連携して作成する。

(4) 相模原市・津久井町・相模湖町新市まちづくり計画との整合

相模原市、津久井町及び相模湖町の1市2町は、すでに「新市まちづくり計画(新市建設計画)」を作成し、平成18年3月20日に合併することとして県知事への合併申請も済んでいることから、この新市まちづくり計画との整合を図る。

(5) 「まちづくりの将来ビジョン」の反映

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の1市3町は、平成16年4月に任意の合併協議会を設置し、合併した場合のまちづくりの方向性等を「相模原・津久井地域まちづくりの将来ビジョン」としてまとめている。

合併市町村基本計画は、このビジョンを参考とし作成する。

(6) 住民意見の反映

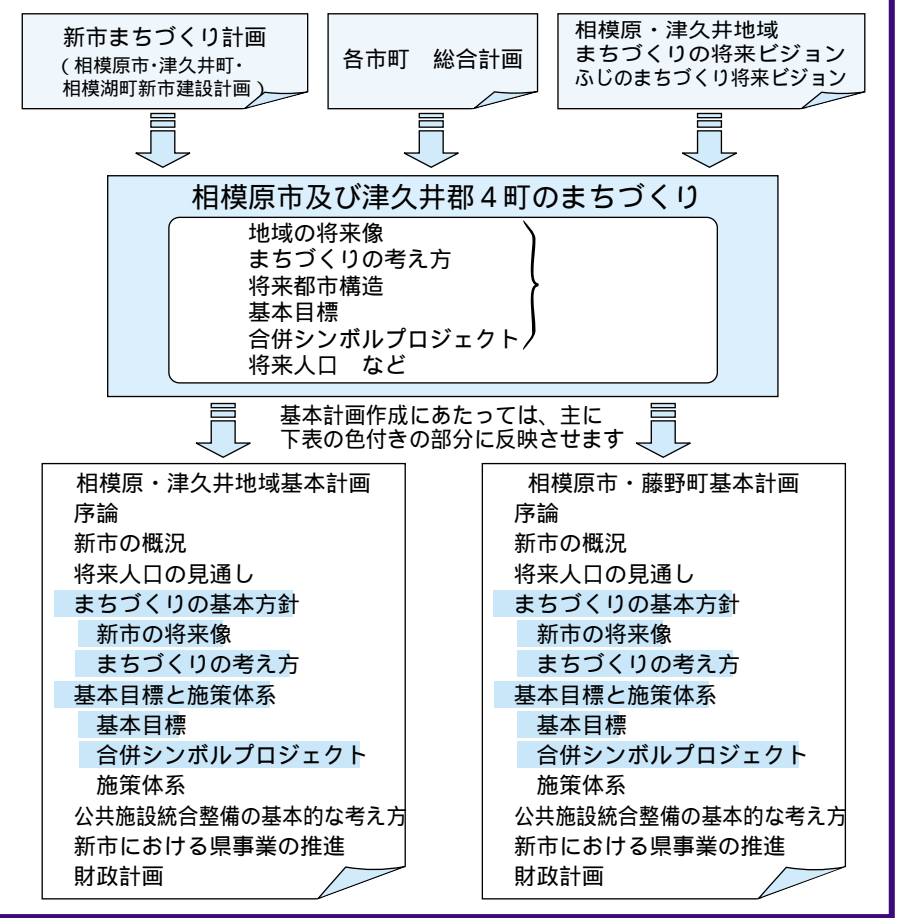
計画作成にあたっては、住民の意見を反映させるため、案の段階から広く住民の意見を聴取し、これを考慮した上で決定する。

その他

(1) 今後の協議会開催日程について 次回開催の日程については、各首長と調整の上、改めてご連絡する。

合併市町村基本計画の作成における相模原・津久井地域全体のまちづくりの検討について

相模原・津久井地域合併協議会及び相模原市・藤野町合併協議会でそれぞれ協議される合併市町村基本計画は、相模原市及び津久井郡4町を一体の地域として捉えて検討する必要があり、また相互の整合を図る必要があります。このことから、各計画の作成に先立ち、地域全体の将来像やまちづくりの考え方などについて整理し、1市4町が合併した場合の将来像等を示すとともに、共通の考え方としてそれぞれの計画に反映させることにより、相互の整合を図るものとします。



さがみはら・しるやま・つくい・さがみこ・あじの インフォメーション

1市4町の夏のイベントなどをお知らせします
暑い日が続きますが、イベントなどに参加して、暑さを吹き飛ばしてみたいかがですか？またお近くの山や湖、川へ行き、マイナスイオンを体いっぱい浴びてリフレッシュしてみたいかがでしょうか？

藤野のまつり(藤野町)

かながわのまつり50選に選ばれている歴史と伝統をもつ藤野神社の祭礼。全国コンクールや関東コンクール大会で数回入賞している山車の囃子は、迫力・見ごたえがあります。
< 8月16日(火) 17日(水) 藤野神社 >



さがみ湖湖上祭 花火大会(相模湖町)

夏の相模湖を彩る最大のイベント。特に尺五寸玉、尺玉、湖上1kmにも及ぶナイアガラの滝は湖面に映えて見ごたえ十分。
< 8月1日(月) 午後7時30分~8時50分 雨の場合は翌日に順延 >



川尻八幡宮祭礼(城山町)

毎年8月27日、28日の両日に行われる祭で、かながわのまつり50選に選ばれている夏祭りです。27日は白装束に身を包んだ男たちが神輿をかつぎ朝から夜まで町内(旧川尻地区)を練り歩き、28日には山車による祭囃子競演、各種余興や出店などでにぎわいます。



橋本七夕まつり(相模原市)

夕暮れの涼しげな風が吹き始めるころ、橋本七夕通りの竹飾りに明かりが灯されます。地元商店街の人たちなどが工夫を凝らして作った色とりどりの竹飾りが華やかに風にそよぎます。
< 8月5日(金) ~ 7日(日) 午後2時~午後9時 橋本七夕通りほか >



吉野イベントパーク(藤野町)

8月中旬に約5万本のひまわりを見ることができます。



大石神社奉納

人形浄瑠璃(藤野町)

文楽の人形遣い吉田勘緑さんが引っ越してきたことがきっかけで、回り舞台を持つ大石神社に奉納する人形浄瑠璃の公演が始まりました。この公演は、大坂から駆け付けた文楽座の太夫、三味線、人形遣いと地元の方々力が合わせて盛り上げ、全国から訪れる観客でにぎわいます。
< 8月13日(土) 午後6時30分開演 大石神社 >



関の首長囃子・お浜下り(津久井町)

青山神社の祭礼で行われる囃子。町内を練り歩いた神輿が串川に入る勇壮なお浜下りが祭りのクライマックス。
< 8月3日(水) 午後1時~神輿、囃子 午後7時30分~お浜下り 青山神社 >



鳥屋の獅子舞(津久井町)

1人立ち3頭獅子舞。鳥屋諏訪神社の祭礼で奉納舞が行われます。県の無形民俗文化財の指定を受けています。
< 8月13日(土) 道行 午後3時頃~(中下橋出発)、舞 午後4時頃~ 鳥屋諏訪神社 >



東林間サマーわぁ!ニバル(相模原市)

阿波踊りの連が、東林間の街を軽快に、にぎやかに埋め尽くします。本場徳島県やお隣大和市のほか高円寺などからの友好連の参加もあり、盛大に阿波踊りが繰り広げられます。飛び入り参加もできます。
< 8月5日(金) (前夜祭) 午後5時30分~午後8時30分。8月6日(土)、8月7日(日) 午後6時~午後9時30分 東林間駅前大通り(シャンテ大通り) >



相模原市商業観光課 ☎042-754-1111(代表)
城山町経済課 ☎042-782-1111(代表)
津久井町産業経済課 ☎042-784-1141(代表)
相模湖町産業環境課 ☎0426-84-3211(代表)
藤野町まちづくり課 ☎0426-87-2111(代表)
各市町及び観光協会のホームページからも観光情報をご覧いただけます。

会議開催のお知らせ

相模原市・藤野町合併協議会

第3回

日時:平成17年8月8日(月)午後2時から
会場:けやき会館5階大樹の間(相模原市)
傍聴:100人(希望者多数の場合は、抽選となります。午後1時30分までに同会館4階研修室にお集まりください)
内容:合併市町村基本計画(素案)、事務組織及び機構の取扱い、公共的団体等の取扱い など
8月8日に合同で開催を予定しておりました第3回相模原・津久井地域合併協議会は、現在、開催日程を調整しております。開催日程が決まりましたら改めてお知らせします。

相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

<http://www.sts-gappei.jp>

相模原・津久井地域合併協議会

<http://www.st-gappei.jp>

相模原市・藤野町合併協議会

<http://www.sf-gappei.jp>

お問い合わせ先

〒229-0036

相模原市富士見6-6-23

けやき会館3階

☎042-769-8206 ㊚042-768-4066

E-mail kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

協議会の会議資料や会議録等は、協議会ホームページや協議会事務局、各市町合併担当窓口等で閲覧することができます。

